



「肉汁うどん」 800円

受け継がれてきた食文化「めんこ61」と小麦「農林61号」を復活させ、新たな町の特産品とすべく始まっためんこ61プロジェクト。多くの飲食店に協賛いただき、着々とプロジェクトの輪が広がっています。

駅前嵐山食堂
営業場所 菅谷135-1
営業日時 菅谷135-1
平日 11時30分～20時30分
ランチ 11時30分～14時
カフェ 14時～17時
ディナー 17時～20時30分
電話 81-5720
※駐車場あり(3台分)

なぜ、駅前なのですか
駅は、町の玄関口であり、人が集まる場所です。以前は駅前の出店はどうかという風潮がありました。出店するならば駅前周辺と考えていました。町おこしディレクターの神岡さんの紹介もあり、この場所に出店することを決めました。



問合せ 農政課 ☎59-6671
申込み・問合せ 農政課 ☎59-6671

めんこ61プロジェクト通信

NO.1



食文化の継承、そして新たな食文化へ

「駅前嵐山食堂」が協賛店に！新メニュー「肉汁うどん」

武蔵嵐山駅西口にある「駅前嵐山食堂」で、2月から「農林61号」を使った「肉汁うどん」が、ディナーメニューとして誕生しました。

新メニューである「肉汁うどん」は、自社で打った農林61号特有の香りの良い麺を提供しています。つけ汁は、あごだしを使った特製の汁です。ぜひ、ご賞味ください。



開店から1年を迎えるにあたり、「駅前嵐山食堂」をオープンさせた太陽グリーンエナジー(株)荒神文彦代表取締役社長にお話を伺いました。

出店の理由は何ですか
太陽ホールディングスグループの社員食堂の「嵐山食堂」と「TAIYOCAFE」で提供している人気のメニューを一般の方に、食べてもらいたいという思いから出店しました。少しでも嵐山町のためになりたいと考えていました。

最後に、一言お願いします
ぜひ一度食べに来てください。ディナータイムには、毎晩のごはんにもちよつとした飲み会にもぴったりのメニューを提供しています。6月のラベンダー開花時期は、土曜日のランチ営業も考えています。

メニューの特徴はなんですか
地元食材を優先して使っています。仕入れのほとんどは町内で行っています。
めんこ61プロジェクトに参加した理由はなんですか
一番は地域貢献です。社員食堂、駅前嵐山食堂ともに、地元産の食材を使いたいとの思いから参加させていただきました。また、プロジェクトに参加し、多くの方が町を訪れるきっかけとなればと思います。

生梅の摘み取り体験参加者を募集します

勝田地内の梅林で、生梅の摘み取り体験を実施します。勝田の梅は、毎年剪定し、子どもでも摘み取りができる高さに大きな梅が実ります。参加ご希望の方は、ぜひお申し込みください。

林地台帳を公表します

森林法改正により、森林の土地所有者や林地の境界に関する情報を整備・公表する林地台帳制度が創設されました。地域森林計画の対象となっている民有林が対象となります。4月から農政課窓口で公表します。申請に必要な書類等、詳しくはお問い合わせください。

県から承認されました！経営革新計画承認事業所を紹介します

経営革新計画とは、経営向上を目指して「新たな取り組み」を行うための事業計画書です。計画の作成過程などで、客観的な立場からの意見を知ることができ、計画内容の充実が図れます。現在では、町内で5つの事業所が埼玉県から認証されています。



経営革新計画が県に承認されると...

計画実行や販売のアドバイザーの派遣や県や公庫による融資、特許料等の軽減などさまざまな支援を受けることができます。「新しい事業活動」に取り組みたいという気持ちを計画にしてみませんか。嵐山町商工会では計画の作成を全面的にバックアップし、フォローアップ体制も整備されていますので、嵐山町商工会(☎62-2895)へお気軽にお問い合わせください。

【①事業所名 ②事業主名 ③業種 ④経営革新計画のテーマ】



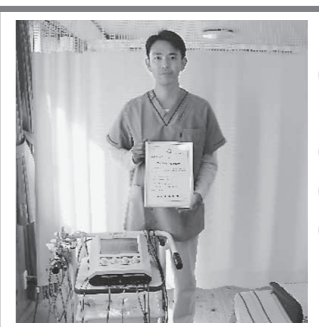
- ①(株)武蔵産業 (越畑地区)
②土橋智恵さん
③衣服卸売業
④顧客対応のデータベース化とプリント内製化による対応力と提案力強化



- ①(有)ピーチピット (菅谷地区)
②岡 達也さん
③美容業
④ログハウスの新店舗の建設と移転



- ①(株)秋葉製作所 (花見台地区)
②秋葉正幸さん
③製造業
④マシニングセンター導入による効率化事業



- ①鎌形治療院・整骨院 (鎌形地区)
②山下賢一さん
③鍼灸マッサージ業
④MCC (全身調整微弱電流法) 治療の開始



- ①(株)なごみ空間工房 (菅谷地区)
②田中光人さん
③建築業・介護用品レンタル販売業
④手すりや段差の解消をセットにした介護リフォームの提案による新規顧客の開拓

嵐山町で起業・創業しましょう！

嵐山町では、町内における起業・創業者の促進を図るため、「産業競争力強化法」に基づき、「創業支援等事業計画」を策定し、平成30年8月31日付で国の認定を受けました。平成31年4月より計画に基づいて、町や商工会が実施する「特定創業支援等事業」による支援を受けた方は町が交付する証明書により、会社設立時の登録免許税の軽減措置や創業関連保証の特例などの優遇措置が受けられます。詳しくは町ホームページをご覧ください。

問合せ 企業支援課 商工・観光担当 ☎62-0720